

技術委員会・専門委員会 運営細目

(委員の資格)

第1条 各委員会の委員は、原則として本学会の会員でなければならない。ただし、専門委員会の活動に特に必要な場合には、会員外の学識経験者を招へいすることができる。

(委員会構成員の規制)

第2条 理事会構成員ならびに副部門長は、技術委員会の第1号委員となることができない。

2. 同一の技術委員会の第1号委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。詳細は申し合わせに定める。
3. 同一の第1種専門委員会の委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。但し、2名以上選定する必要がある場合は、理由を添えることで複数名選定することができる。詳細は申し合わせに定める。
4. 部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）の第1号委員は、技術委員会の第1号委員となることはできない。

(申し合わせ)

同一機関・同一部署であっても、正当な理由がある場合には、当該技術委員長承認を得て複数名委員選出を認める。

(新たに規制対象となった者の規制)

第3条 技術委員会の第1号委員で、新たに前2条に規定された規制対象となった者は、元の委員を退任しなければならない。

(正員構成比率等に関する規制)

第4条 「技術委員会・専門委員会運営要綱」(以下、運営要綱という) 第5条1項(3)による技術委員会・専門委員会の正員構成比率等に関する規制は、本細目第22条に記載する。

(技術委員会第1号委員選定手続き)

第5条 技術委員会は、補充を要する委員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して部門運営委員会に提案し、承認を得るものとする。

2. 年度の途中において補充された委員の任期は、4月初めから起算されるものとする。

(委員の特殊更任)

第6条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。

- 1 所属機関の職責によって委員となっている者は、職責の変更とともに更任される。
- 2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。

(委員任免の強制権限)

第7条 運営要綱および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には部門運営委員会または技術委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。

(委員長・委員の代理)

第8条 各委員会の委員長が会議に出席できない場合には、副委員長またはあらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

2. 専門委員会の委員が会議に出席できない場合には、代理を出席させることができる。

ただし、代理は常に同一人であることが望ましい。

(研究会の開催)

第9条 技術委員会は、研究会を1ないし2ヶ月に1回の割合で開催することを原則とする。

2. 研究会を開催する際は、研究会資料を発行する。
3. 研究会の運営に関する詳細は、別に定める手引きによる。

(委員会議事の報告)

第10条 各委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員会委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。

(次年度活動計画と年度報告の提出)

第11条 技術委員会は、次年度活動計画案を年度最終の部門運営委員会に提出しなければならない。

2. 技術委員会は、その属する専門委員会に関する事項を含む年度報告を年度最終の部門運営委員会に提出しなければならない。

(専門委員会の定例報告)

第12条 第1種専門委員会委員長は、毎年所定の期日までに、または委員会の解散時に、所定の報告用紙に必要事項を記載して、技術委員会に提出しなければならない。

2. 第2種専門委員会委員長は、活動および予算の支出状況を、技術委員会委員長を経由して年度最終の部門運営委員会に期末報告しなければならない。

(第1種専門委員会の経理・事務)

第13条 第1種専門委員会(調査専門委員会、研究専門委員会)の運営管理は基本的に委員会の責任において実施する。

(第2種専門委員会の経理)

第14条 第2種専門委員会の経理は次のように定める。

- 1 会合費および通信費・資料費等の委員会経費は、全額参加負担金等によるものとするが、準備段階では部門会計担当の承認を得て、部門一般会計から借り入れることができる。
- 2 剰余金の処理は当該委員会の議決による。また、欠損金については、参加負担金の追加で補填されるものとする。

(第2種専門委員会の事務)

第15条 第2種専門委員会の開催通知・議事録作成・現金収納などの事務は、原則として当該委員が行う。

(専門委員会経費の助成)

第16条 専門委員会経費の一部を助成するため、部門運営委員会の承認を経て、100周年記念基金による助成金交付を研究調査会議に申請することができる。

(研究会の経理)

第17条 研究会の経理は次のように定める。

- 1 公開の研究会に要する経理は本学会事務局で行う。
- 2 他学協会と協同して公開の研究会を開催する場合は、あらかじめ経費の分担を定めておくものとする。

(他学協会と協同活動する専門委員会の経費)

第18条 他学協会と協同活動をする専門委員会の経費は、他学協会等との協定により本会理事会が別途これを定めるものとする。

(格別の経費を必要とする場合の処理)

第19条 技術委員会が格別の経費を必要とする企画を実施する場合には、企画案を事前に部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。

(書類の送付)

第20条 議事録は、各委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。また同時に、本学会事務局にも提出するものとする。なお、欠席者への資料送付は当該委員会の判断による。

(書類の保存)

第21条 各委員会の議事録は、別に定める期間、保存するものとする。

(技術委員会・専門委員会の正員比率等)

第22条 本細目第4条に規定する正員構成比率等に関する規制は、次のように定める。

1. 技術委員会内の1号委員の正員率は3/4を下回らない。詳細は申し合わせに定める。
2. 調査専門委員会の委員中に正員が占める比率(委員の正員率)は原則として1/2を下回らない。詳細は申し合わせに定める。
3. 第2種専門委員会委員のうち、同一委託企業等から選定可能な最大の委員数は3とする。

(申し合わせ)

1. 非会員の方に関しては、電気学会員となっていただくようお願いする。
2. 従来電気学会が扱っていた技術領域の枠組みを越える新技術を扱う調査専門委員会の場合の正員率は、新設時に限り1/3を下回らないものとする。2期目以降に所定の正員率(1/2以上)を達成できない場合には、設置趣意書にその理由を明記する。2期目とは、解散した調査専門委員会が解散報告書に記載された「今後の課題」について更に後続に調査専門委員会を設置する場合である。
3. 上記に該当しない調査専門委員会については、部門役員会が承認した場合に設置を認める。

(付則)

1. 本運営細目は平成3年4月25日、理事会において承認制定。
2. 本運営細目は平成3年5月24日より施行する
3. 本運営細目は平成15年2月6日、調査会議において一部改正。
4. 本運営細目は平成17年4月14日、研究経営会議において一部改正。
5. 本運営細目は平成17年6月30日、研究経営会議において一部改正。
6. 本運営細目は平成24年6月26日、研究調査会議において一部改正。
7. 本運営細目は平成27年2月13日、研究調査会議において一部改正。
8. 本運営細目は令和3年2月5日、研究調査会議において一部改正。
9. 本運営細目は令和5年2月3日、研究調査会議において一部改正。
10. 本運営細目は令和6年7月17日、研究調査会議において一部改正。